

議案第132号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成13年条例第30号)新旧対照表  
 (現行)

別表第2 (第3条-第8条関係)

1 中山桜台A地区地区整備計画区域～8 ふじが丘地区地区整備計画区域 (略)

9 宝塚山手台地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分		独立住宅地区Ⅰ	独立住宅地区Ⅱ	独立住宅地区A	
(オ)	建築物の敷地面積の最低限度	(a)	全域	全域	宝塚山手台地区地区計画(平成28年宝塚市告示第51号)に附属する計画図(以下宝塚山手台地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。)に表示するcの区域以外の区域	計画図に表示するcの区域

1 0川面3丁目地区地区整備計画区域～4 1 武田尾地区地区整備計画区域 (略)

(改正案)

別表第2 (第3条-第8条関係)

1 中山桜台A地区地区整備計画区域～8 ふじが丘地区地区整備計画区域 (略)

9 宝塚山手台地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	独立住宅地区Ⅰ	独立住宅地区Ⅱ	独立住宅地区A
(オ)	建築物の敷地面積の最低限度	(a) 全域	全域	宝塚山手台地区地区計画(平成29年宝塚市告示第155号)に附属する計画図(以下宝塚山手台地区地区整備計画区域の部において「計画図」という。)に表示するcの区域以外の区域 計画図に表示するcの区域

1 0川面3丁目地区地区整備計画区域～4 1武田尾地区地区整備計画区域 (略)